

東北地方太平洋沖地震・津波災害に関する緊急決議

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、大規模な人的・物的被害を発生させた。続いて、巨大な津波が、東北・関東地方をはじめとする太平洋沿岸地域を襲い、市街地、農地、インフラ、空港及び港湾等は壊滅的な被害を受けた。さらに、地震・津波に伴う火災等の二次災害が各地で発生し、被害は拡大、深刻化している。被災地では、未だ余震が断続的に発生するなど予断を許さない状況が続き、被災地住民に強い不安を与えている。

当会は、犠牲者の方々に哀悼の意を表するとともに、未曾有の地震・津波災害に直面された被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げる。そして、一人でも多くの方々が救助され、一日も早く被災者の方々の安全確保と生活の安定が得られ、被災地が復旧・復興されることを強く願って、以下のとおり決議する。

- 1 当会は、阪神・淡路大震災の被災地の弁護士会として、これまでの復興支援に関する取り組みと経験から得られた教訓を活かして、東北地方太平洋沖地震・津波の被災者の方々に対し、力の限りを尽くし、当会においても支援体制を構築し、被災地弁護士会や関係団体と連携して、あらゆる支援を行うことを、ここに誓う。
- 2 東北地方太平洋沖地震・津波に伴う人的、物的被害の全貌は未だ明らかになっていないが、極めて広域かつ巨大な被害をもたらしていることは明らかである。よって、政府は、新たな立法も含めた積極的な措置を講じ、資金・資源の投入を惜しまず、かつ、海外支援や民間支援との連携を積極的に図る等して、災害救助、復旧・復興の支援に向けた万全の対応を行うべきである。
- 3 被災地ではいまだに強い余震が断続的に発生しており、また東北地方太平洋沖地震に連鎖した新たな地震発生の危険性が指摘されている。これにより建造物の倒壊や火災などの二次災害が発生するおそれがある。ことに、福島第一原発は放射能漏れ、炉心溶融、建屋爆発等の重大事態に陥っているが、これらをはじめとする原子力発電所にさらなる被害が発生すると周辺住民に与える影響は図り知れない。そこで、政府は、被災者への迅速かつ正確な情報の提供、適切な避難指示、十分な避難所の確保等を行うことによって、二次災害の防止に最大限の努力を尽くすべきである。
- 4 被災者の避難生活は今後長期化することが予想され、被災者の心身の健康状態の悪化が懸念される。そこで、行政は、水、食料、防寒具、暖房器具、薬

品等の物資を十分に供給するとともに、避難所における良好な環境と衛生を確保し、仮設住宅を迅速かつ十分に提供すべきである。また、災害時要援護者に対して配慮を行うと共に、地域医療機関と協力して医療体制の整備を行い、心のケアも含めて被災者の健康維持に努めるべきである。

- 5 当会の経験と教訓から見るに、阪神淡路大震災にはなかった今回の被害の特色の1つは、大津波による広域的、激甚な面的被害にある。大津波の圧倒的な力によって、住宅はもとより、漁船や農地等被災地の生活基盤の全てが押し流され失われてしまった。このような被害の救済に関しては、既に被災者生活再建支援法が存在するが、内容的にはまだ不十分であって、とりわけ今回のような生活基盤の破壊については、十分な救済を得られないことが懸念される。政府は、早急に法的な是正策を検討し、被害救済のための必要な弾力的措置をとるべきである。

また、現状実態はつまびらかではないが、大津波によって面的に押し流され、土地の境界が不明になってしまった地域も多いことが予測され、インフラの整備や瓦礫撤去の過程で、仮設住宅の建設や住宅等再建のためにも、境界の再確定等が後日の復興への第一歩となる見込みにあり、行政機関や関連専門職の連携により、このような課題にも、迅速に対応できる体制を準備していく必要がある。

以上のとおり決議する。

2011年(平成23年)3月15日

兵庫県弁護士会